

ESTI Report

株式会社イーエス技研

2022.12.

ESTI Report は、規格・認証をはじめ、設計や試験、申請などに関する「イーエス技研」のオンラインレポートです。

UKCA マーキングとは

英国の EU 離脱に伴い CE に換わり導入された英国製品マーキング

英国基準適合評価 (UKCA : UK Conformity Assessed) マーキングは、英国 (イングランド、ウェールズ、スコットランド) に上市される製品に適用されます。現在 CE マーキングの対象となっているほぼ全ての製品に適用されますが、製品に課される技術的要件や適合性評価のプロセス、適合性を示すために必要な規格内容は CE と概ね同等です。なお、UKCA マーキングは、北アイルランドに上市する製品に対しては、無効です。



CE から UKCA への移行措置

UKCA マークは、2021 年 1 月 1 日より使用されています。認証機関による適合評価が不要な装置に対しては、移行措置期間が当初 2022 年 12 月 31 日まで設けられておりましたが 2022 年 11 月 14 日付で 2024 年 12 月 31 年までとなり、その間は CE マークも有効です。2025 年 1 月 1 日より UKCA 対応が必須 (特別規則を適用する製品を除く) となります。例外として、移行措置期間中に EU 指令整合規格の内容が改訂され、新規格での評価が新たに必要となった場合には、CE マークの継続は受容されず、UKCA マーキング対応が必要となります。

CE から UKCA への移行措置のポイントは、以下の 2 点です。

2024 年 12 月 31 日以前に英国市場 (北アイルランドまたは英国) に上市されている製品

UKCA 対応マークの必要はなく、そのままエンドユーザに到達するまで流通することが許可されています。上市とは、以下のものを含む業務取引に一般的に使用される関連文書に基づいて証明することが可能です。

- ・既に製造され、法的要件を満たしている商品に関する販売契約
- ・請求書
- ・流通に対し製品の出荷に関する書類

なお、この内容に関しては、関連する経済運営者 (製造業者、輸入業者、販売代理店を問わず) は、2025 年 1 月 1 日の前に EU または英国市場に製品が上市されたことを実証するための証明の義務を担うことになっています。

既存 CE マークつき在庫の 2024 年 12 月 31 日までの市場への上市

2024 年 12 月 31 日までに CE マーキングを使用して合法的に市場に投入された機器および保護システムは、この日以降も英国市場で流通し続けることが可能となっています。

2021.1.1	UKCA の適用開始、移行措置として 2024 年 12 月 31 日までは CE でも有効
2024.12.31	移行措置の期限
2025.1.1	これ以降は UKCA 対応が必須（例外製品あり）

UKCA マーキングの 3 つの作業

UKCA マーキングまでには、「技術書類（Technical File）作成」「英国適合宣言書（DoC : Declaration of Conformity）作成」「UKCA マークの表示」の 3 つの作業が必要となります。

技術書類（Technical File）作成

技術書類は、CE マークと同様に、製品が規制要件に準拠していることを証明するためのものであり、製品上市後、最大 10 年間の保持が必要です。規制要件内容に変更がない場合には、CE マーキングの際に作成した書類の規格名称および発行年度などの改訂によって対応が可能です。

英国適合宣言書（DoC : Declaration of Conformity）作成

英国適合宣言書は、製品が「特定の製品に適用される関連する法的要件」に適合していることを宣言するものであり、必要な情報は EU 適合宣言で必要とされるものとほぼ同じです。

内容は以下の通りです。

- ・氏名および住所、または英国内の製造者公認代理人の住所
- ・製品のシリアル番号、モデルまたはタイプ識別
- ・製品のコンプライアンスに対して全責任を負う旨の声明
- ・適合性評価手順を実施した認証機関の詳細（該当する場合）
- ・製品が準拠する関連する英国の法令（Regulation）
- ・作成者の名前とサイン
- ・宣言を発行する日付け
- ・補足情報（該当する場合）

UKCA マークの表示

UKCA マークは、通常は製品自体またはパッケージに表示する必要があります。定められたイメージ（マーク）をルールに従い、表示しなければなりません。UKCA マークはその表示によって、製品が関連する法律要件への適合に対して全責任を負うことを意味します。

ただし、2024年12月31日まで、ほとんどの商品（特別な規則の対象となる商品を除く）では、製品や添付書類にラベルを貼付することができます。

また、EU と英国の要件が同一である場合に限り、自己宣言に基づいて同じ製品に UKCA マークと CE マークの両方を貼り付けることが可能です。



UKCA マークの使用規則は、以下の通りです。

- ・ 関連法令で異なる最小寸法が指定されていない限り、UKCA マークの高さが 5mm 以上であること
- ・ UKCA マークが見やすく、判読可能であること（2025 年 1 月 1 日以降は恒常的な方法で表示すること）

✓ [UKCA マーク使用のガイダンス \(GOV.UK/英語\)](https://www.gov.uk/guidance/ukca-mark-requirements)

UKCA について何かございましたら、お気軽に当社までお問い合わせください。
技術サポートや書類作成、トータルコンサルティングなど、お客様に最適なサービスをご提案いたします。

電話 **0422-46-9709**

(平日 9:00~18:00、土日祝休み)

会社サイト <https://www.esti.co.jp>



ESTI
株式会社イーエス技研